

2 地区推薦各種委員

自治会、自治会連合会などから選出していただく役員を紹介します。

人口減少や高齢社会を迎える中、今後も円滑な自治会活動を推進するためには、女性の視点や新たな発想を取り入れるなど、男女が共に参画した上で地域づくりを進めていく必要があります。

各役員の選出に際しましては、積極的な女性の登用に御配慮願います。

2-1 自治会長

自治会から選出

(1) 根拠法令など

袋井市自治会長等設置規程

(2) 選出範囲・人数

各自治会1人

市に届け出していただいた方を市長が委嘱します。

(3) 任期

4月1日から翌年3月31日までの1年間で、再任を妨げません。

任期の途中で交代する場合は、前任者の残任期間を委嘱します。

(4) 謝礼

月額15,000円を3か月ごとにまとめてお支払いします。

(支払い額の3.063%を源泉徴収させていただきます)

(5) 自治会長として行っていただくこと

自治会の最高責任者として自治会をまとめていただくとともに、対外的に自治会の意思を伝える代表者として、市との連絡調整をしていただきます。

市からお願いする活動や会議の例は次のとおりです。

① 活動

① 市役所からの文書、通知などへの対応

- ・ 前年度の**事業実績報告書**及び**運営交付金精算書**の提出(4月)
- ・ 運営交付金の算出根拠となる**自治会加入世帯数**の報告(4月)
- ・ 翌年度の自治会公会堂などの**整備計画書**の提出(9月)
- ・ 新年度の**自治会役員届**の提出(2月) など

② 広報ふくろい、班内回覧などの配布

③ 自治会から市への要望事項の取りまとめ及び現場立会い

④ 環境美化運動、河川愛護事業などの取りまとめ

⑤ 防犯、防災活動 など

② 会議

自治会長・自治会連合会長会議(4月5日)

担 当	協働まちづくり課コミュニティ推進室
電 話	44-3107
メー ル	shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-2 自治会連合会長

自治会連合会から選出

(1) 根拠法令など

袋井市自治会長等設置規程

(2) 選出範囲・人数

各自治会連合会1人

市に届け出していただいた方を市長が委嘱します。

(3) 任期

4月1日から翌々年3月31日までの2年間で、再任を妨げません。

任期の途中で交代する場合は、前任者の残任期間を委嘱します。

(4) 謝礼

月額25,000円を3か月ごとにまとめてお支払いします。

(支払い額の3.063%を源泉徴収させていただきます)

(5) 自治会連合会長として行っていただくこと

市内には、156の単位自治会があり、概ね小学校単位で自治会をまとめて組織された自治会連合会が24あります。自治会連合会長は、自治会連合会の最高責任者として組織をまとめていただくとともに、対外的に地区内の自治会の意思を伝える代表者として、市との連絡調整をしていただきます。

市からお願いする活動や会議の例は次のとおりです。

① 活動

① 地区内の自治会間の連絡調整

② 市への意見提言 など

② 会議

① 自治会長・自治会連合会長会議への出席（4月5日）

② 自治会連合会長会議への出席（年8回）

③ 袋井市自治会連合会の会員として、各種協議会などへの出席

担 当	協働まちづくり課コミュニティ推進室
電 話	44-3107
メー ル	shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-3 自主防災隊長

自治会・自主防災隊から選出

(1) 根拠法令など

袋井市地域防災計画

(2) 選出範囲・人数

各自主防災隊1人

(3) 任期

特になし

(4) 謝礼

なし

(5) 自主防災隊長として行っていただくこと

自主防災隊長は、組織のリーダーとして日頃から地域住民の防災意識を高めることに努めていただきます。

市からお願いする活動や会議の例は次のとおりです。

① 活動

- ① 自主防災隊の活動目標・活動計画の策定
- ② 総合防災訓練（8月31日）及び地域防災訓練（12月7日）の企画・実施
- ③ 自主防災台帳の作成・更新
- ④ 防災資材の整備・定期点検
- ⑤ 地域の安全点検や防災地図の作成
- ⑥ 避難所運営マニュアルの作成
- ⑦ 自力で非難が困難な方（災害時要支援者）の避難支援対策
- ⑧ 住宅耐震化及び家具など転倒防止の啓発

② 会議

- ① 自主（連合）防災隊長会議（4月12日）
- ② 総合防災訓練説明会（7月5日）
- ③ 地域防災訓練説明会（10月4日）
- ④ 防災講演会（年1回程度）
- ⑤ 地域防災対策会議（年3～4回程度）

担 当	危機管理課災害対策係
電 話	86-3701
メー ル	bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-4 自主連合防災隊長

自主連合防災隊から選出

(1) 根拠法令など

袋井市地域防災計画

(2) 選出範囲・人数

各自主連合防災隊1人

(3) 任期

特に定めなし

(4) 謝礼

なし

(5) 自主連合防災隊長として行っていただくこと

自主連合防災隊長は、自主連合防災隊のリーダーとして組織をまとめていただくとともに、地域の特性に合わせた防災活動に取り組んでいただきます。

市からお願いする活動や会議の例は次のとおりです。

① 活動

- ① 地区内の自主防災隊間の連携強化と防災情報の共有化
- ② 関係防災団体などと自主防災組織との連携調整、連携促進
- ③ 効果的な総合防災訓練（8月31日）及び地域防災訓練（12月7日）の実施
- ④ 災害時における地区内の災害応急対策の統括業務と市災害対策支部との連携
- ⑤ 市の防災施策の広報や推進、普及協力

② 会議

- ① 自主（連合）防災隊長会議（4月12日）
- ② 総合防災訓練説明会（7月5日）
- ③ 地域防災訓練説明会（10月4日）
- ④ 防災講演会（年1回程度）

担 当	危機管理課災害対策係
電 話	86-3701
メー ル	bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-5 防災委員

自治会・自主防災隊から選出

(1) 根拠法令など

袋井市地域防災計画

(2) 選出範囲・人数

原則、各自主防災隊3人

なお、防災委員は自主防災隊長の補佐役として活動していただきますので、地域の実情に詳しい人、防災研修会などに参加することが可能な人、防災に関心がある人などを考慮して選任してください。

防災にも女性の視点からの対策が必ず必要ですので、選任にあたっては、複数人の女性を積極的に選任してください。

(3) 任期

地域の実情にもよりますが、概ね3年程度を任期としています。

(4) 謝礼

なし

(5) 防災委員として行っていただくこと

市からお願いする活動や会議の例は次のとおりです。

① 活動

- ① 自主防災隊長の活動の補助
- ② 総合防災訓練（8月31日）及び地域防災訓練（12月7日）への参加・参加
- ③ 防災研修会などへの参加
- ④ 自主防災活動への積極的参加
- ⑤ 地域住民への基本的な防災に関する知識・技術の伝達

② 会議

防災講演会（年1回程度）

担 当	危機管理課災害対策係
電 話	86-3701
メー ル	bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-6 地域防災指導員

自主連合防災隊から選出

(1) 根拠法令など

ふじのくに危機管理計画（地域防災計画編）、袋井市地域防災計画

(2) 選出範囲・人数

原則、自主連合防災隊1人

※ 消防署員や警察署員、自衛隊員、消防団員、自主防災隊長、防災委員を経験された方など、地域防災活動に関する知識と経験を有する方を選任してください。

(3) 任期

原則2年以上で、再任を妨げません。

(4) 謝礼

なし

(5) 地域防災指導員として行っていただきたいこと

市からお願いする活動や会議の例は次のとおりです。

① 活動

- ① 自主連合防災隊長の補佐役
- ② 地区内の自主防災隊間の連携強化と防災情報の共有化
- ③ 関係防災団体などと自主防災隊との連携調整、連携促進
- ④ 効果的な総合防災訓練（8月31日）及び地域防災訓練（12月7日）の実施
- ⑤ 市または県の施策の広報や推進、普及協力
- ⑥ 南海トラフ地震の被害想定 of 解説・周知
- ⑦ 概ね1年で交代することが多い自主防災隊長に対して、地域の防災活動をよく知った立場から助言を与える

② 会議

- ① 自主（連合）防災隊長会議（4月12日）
- ② 総合防災訓練説明会（7月5日）
- ③ 地域防災訓練説明会（10月4日）
- ④ 防災講演会（年1回程度）

担 当	危機管理課災害対策係
電 話	86-3701
メー ル	bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-7 環境美化推進員

自治会から選出

(1) **根拠法令など**

袋井市環境美化指導員及び推進員設置要綱

(2) **選出範囲・人数**

各自治会1人

(3) **任期**

4月1日から翌年3月31日までの1年間で、再任を妨げません。
任期の途中で交代する場合は、前任者の残任期間を委嘱します。

(4) **謝礼**

なし

(5) **環境美化推進員として行っていただくこと**

市からお願いする活動や会議の例は次のとおりです。

① **活動**

- ① 自治会内における廃棄物の分別収集、減量化及び再資源化の推進
- ② 自治会内における廃棄物の排出マナーに関する啓発及び指導
- ③ 自治会内における不法投棄の監視、不法投棄情報の市への通報
- ④ 市が実施する説明会などへの参加
- ⑤ その他環境保全対策の推進について必要な事項

② **会議**

環境美化指導員・推進員合同講習会（4月13日）

担 当	環境政策課環境衛生係
電 話	44-3115
メー ル	kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-8 環境美化指導員

自治会連合会から選出

(1) 根拠法令など

袋井市環境美化指導員及び推進員設置要綱

(2) 選出範囲・人数

各自治会連合会1人

(3) 任期

4月1日から翌々年3月31日までの2年間で、再任を妨げません。
任期の途中で交代する場合は、前任者の残任期間を委嘱します。

(4) 謝礼

なし

(5) 環境美化指導員として行っていただくこと

市からお願いする活動や会議の例は次のとおりです。

① 活動

- ① 地区内における廃棄物の分別収集、減量化及び再資源化の推進
- ② 地区内における廃棄物の排出マナーに関する啓発及び指導
- ③ 地区内における不法投棄の監視、不法投棄情報の市への通報
- ④ 市が実施する説明会などへの参加
- ⑤ 環境美化推進員への指導及び助言
- ⑥ その他環境保全対策の推進について必要な事項

② 会議

環境美化指導員・推進員合同講習会（4月13日）

担 当	環境政策課環境衛生係
電 話	44-3115
メー ル	kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-9 袋井市交通安全会連合会会員

(1) 根拠法令など

袋井市交通安全会連合会専門部規定

(2) 選出範囲・人数

各地区交通安全会から4人選出

※ 各地区交通安全会は、自治会ごとに選出された交通安全担当者で組織されています。

※ 各地区交通安全会の会長が袋井市交通安全会連合会の役員（理事）となり、理事会への出席をはじめ、各地区交通安全会との連絡調整を行います。

※ 選任にあたっては、自治会ならびに自治会連合会の御協力をお願いします。

(3) 任期

2年（各地区交通安全会の規約によって期間が異なります）

(4) 謝礼

なし

(5) 会員として行っていたくこと

市からお願いする活動や会議の例は次のとおりです。

① 活動

- ① 年4回の交通安全運動期間中における街頭指導
（令和7年度は、4/8、7/11、9/19、12/15）
- ② 各種イベントにおける交通安全啓発活動
- ③ 花火大会、マラソン大会時の交通整理
- ④ のぼり旗などの点検

② 会議

- ① 袋井市交通安全会連合会総会（4月12日）
- ② 袋井市交通安全会連合会理事会（年5回、各地区会長のみ）
- ③ 総会、専門部会、研修会などへの出席



【 連合会をまたぐ交通安全会 】

袋井南地区（駅前、高尾、愛野）
 袋井西地区（袋井、川井、袋井西、田原、方丈）
 袋井北地区（袋井北、袋井北四町）
 袋井東地区（袋井東一、袋井東二）
 山名地区（上山梨、下山梨、宇刈）

担 当 協働まちづくり課交通政策係

電 話 44-3125

メー ル shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

2-10 民生委員児童委員（袋井市民生委員児童委員協議会）

(1) **根拠法令など**

民生委員法、児童福祉法

(2) **選出範囲・人数**

153人

（120～280世帯ごとに1人、うち主任児童委員11人）

(3) **任期**

3年

（今期：令和4年12月1日～令和7年11月30日）

（次期：令和7年12月1日～令和10年11月30日）

※ 自治会からの選出、推薦をもとに袋井市民生委員推薦委員会が県に対して候補者の推薦を行い、県知事からの推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱します。

※ 選任にあたっては、自治会ならびに自治会連合会の御協力をお願いします。

(4) **謝礼**

なし ※ただし実費弁償費の支給あり

(5) **民生委員児童委員として行っていたくこと**

主に担当地区の福祉に関する困りごとを抱える住民を把握し、関係機関へつなぐ「福祉のつなぎ役」として、地域のよき相談相手となります。

また、地域福祉活動の推進、関係行政機関や袋井市社会福祉協議会との協力活動を行います。

詳しくは、二次元コードを読み取ってご覧ください。

袋井市



静岡県



担 当 しあわせ推進課社会福祉係

電 話 44-3121

メー ル shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp